

第四十六回 国会参議院

法務委員会議録第六号

昭和三十九年二月二十日(木曜日)

午前十時十分開会

委員の異動

二月十九日

辞任

龜田 得治君

補欠選任

大矢 正君

出席者は左のとおり。

委員長

中山 福藏君

理事

後藤 義隆君

委員

稻葉 誠一君

委員

大谷 賀雄君

委員

鈴木 万平君

委員

田中 啓一君

委員

高橋 衛君

委員

山高しげり君

委員

大津 英男君

委員

天埜 良吉君

委員

平賀 健太君

委員

新谷 正夫君

事務局側

宮沢 弘君

事務局側

西村 高兄君

説明員

内閣総理大臣 野海 勝視君

会専門員

西村 高兄君

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○検察及び裁判の運営等に関する調査(壳春防止に関する件)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。本日は、まず、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題といたしましてお話し申します。本案の提案理由の説明はすでに聽取いたしておりますので、本日は補足説明をお願いします。平賀民事局長。○政府委員(平賀健太君) 本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。まず、本法律案の趣旨は、抵当権その他の担保権の登記における登記事項を合理的に削減しますとともに、共同担保目録の制度を改善します。他の担保権の登記における登記事項を合理的に削減しますとともに、共同担保目録の制度を改善し、不動産の合併の場合の所有権の登記を簡素化など、不動産登記手続の合理化及び簡素化をはかり、もって登記事務の適正迅速な処理を可能にしますために、以下述べますように不動産登記法を改正しようとするものであります。まず第一は担保権の登記の簡素化及び合理化でございますが、その一つといたしまして、抵当権その他の担保権の登記事項中元本及び利息の弁済期等の登記を廃止することといたし

ておりります。関係条文は、第百十五條、第百十六条、第百十七条及び第百三十一条であります。

現行法におきましては、不動産の合

ります。

他の担保権の登記において元本の弁済

期及び利息の支払時期の定めを登記す

ることといたしておりますが、第三者

対抗要件としてその登記をする利益が

ありませんのみならず、分割弁済また

は期限利益の喪失約定等の定めを登記

し、またその変更があった場合にそ

の変更の登記をするについて申請人はも

ちろん登記所においても繁雑な手数と

費用を要しており、登記事務処理の渋

滞の原因の一つとなつておりますの

で、元本及び利息の弁済期の定めの登

記を廃止することといたしております。

次に、共同担保目録の制度を改善す

ることであります。関係条文は、第百

二十二条、第二百二十三条、第二百二十五

条から第二百二十八条まで、第八十一条

ノ四、第八十三条、第八十四条、第八

十九条、第九十三条ノ三、第九十六条

ノ二、第九十七条及び第九十八条であ

ります。

現行法におきましては、民法第三百

九十二条の規定の適用または準用のあ

る共同担保である旨を公示しますため

に、同一の債権を担保する担保権の登

記には、すべてその関係を共同担保目

録において明らかにするものとすること。

以上が担保権に関する登記の合理化

であります。

第一といたしまして不動産の合併の

場合の所有権の登記の簡明化をはかっ

ております。関係条文は、第八十五

条、第八十七条、第九十七条及び第九

八条であります。

現行法におきましては、不動産の合

併の登記をする場合には、合併前の各

不動産の所有権の登記を移記すること

といたしております。

現行法におきましては、不動産の合

併の登記をする場合には、合併前の各

不動産の所有権の登記を移記すること

権以外の権利に関する登記については、廃止しますとともに、関係条文は第四十四条ノ二及び第五百四十四条でありますが、不動産の合併の登記においてもこの制度を採用するものといたしております。これは第八十一条の二及び

第九十三条の三であります。

次に合併後の不動産についての所有権の登記の登記済証として、現在は合併前の各不動産の所有権の登記の登記済証の全部を用いているのを改めました。

合併の登記の際に登記官吏が職務を作成してこれを用いるのを改めました。

関係条文は、第六十条、第八十一条ノ二及び第九十三条ノ三であります。

次に登記義務者に交付すべき登記証または保証書には、現行法において申請書受付の年月日、受附番号及び登記権利者の氏名、住所をも記載する

ことといたします。これは第六十条第二項であります。このように記載の実益もありませんので、こういふ不合理でありますので、これを削除するものといたしております。

次に、不動産の表示の登記のない不動産につきまして、所有権の登記または処分の制限の登記の申請または嘱託の認められる特殊の場合にも、その不動産を特定し、明確にいたしますために、土地の所在図、地積の測量図または建物の図面、各階の平面図を提出することを明文で定めました。

第四に、以上の不動産登記法の改正法律の施行期日及び改正に伴う経過措置等を定めますほか、不動産登記法の改正に伴う担保附社債信託法及び立木に関する法律の整理をいたすこととし

ております。これは附則に規定いたしております。以上でございます。

○委員長(中山福蔵君) 以上で説明は終りました。

本案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 きょうはこの法案に対する第一回の質問なものですから、法案そのものに入る前のことについて

二、三お聞きをしていただきたいと、こう思っています。

日本の登記法は明治十九年八月十三日に法律第一号でできたわけですが、その後の変更、改正ですね、それほど

か。だいぶたびたびあたるように聞く

わけですが、これは旧登記法ですか、新登記法になつてからだけつこうですが……。

○政府委員(平賀健太君) 明治十九年にいわゆる旧不動産登記法というものが制定されまして、現行法になりました

ところが、昭和三十四年から台帳と登記簿の一元化を行なうということで所管いたしておりました。

ところが、昭和三十四年から台帳と

登記簿の二元化を行なうということで法律の改正をいたしました。三

十四年から台帳と不動産登記簿との一

元化の作業を始めまして、目下この作業が進んでおります。

非常に大きな根本的な改正と申しま

すと、そういう点であります。細部の改正は大いぶんやつてまいりましたけれども、大きな改正と申しますと、以上

の点であると考えます。

○稲葉誠一君 改正のことはあとでまた聞きますけれども、元來、日本の民法が、物権変動については、御承知のとおり、意思主義でフランス民法を踏襲しているというか、とつて いるわ

のが、裁判所の管轄が戦後になりましてからは法務省の所管となり、法務局、地方法務局において登記事務を扱うようになつたというのが最初の改革であります。

その後、目ぼしい大きな改革と申しますと、これは昭和二十七年から手をつけたのでござりますが、従来の大福帳式の登記簿を改めまして、現在のバ

インダース式の登記簿に改める、これが

非常に大きな改正であったと思うのであります。これは昭和二十七年から始

めまして七年がかりで実施をいたしま

した。

それからさらにその後におきます大

きな改革と申しますと、それは昭和二

十五年に税務署が今まで保管しておりましたところの土地台帳、家屋台帳が

法務局、地方法務局に移管されまし

て、二十五年から昭和三十四年に至り

ますまで、台帳事務、それから不動

産登記事務双方を法務局、地方法務局

で所管いたしております。

ところが、昭和三十四年から台帳と

登記簿の二元化を行なうということで

ます。私自身ドイツ、フランスの制度を詳細には存じませんけれども、この点はドイツに源がある、この点はフランスに源があるというよりも、むしろこれは私どもの先輩が苦心をしまして、日本独自のものをつくったと言うほうが多いのではないかと考えるのでござります。

○政府委員(平賀健太君) これは利害得失いろいろあるかと思うのであります。問題は、実際の取引におきましては、ある不動産について取引をする

という場合に、その不動産の権利関係がどうなつておるかということを見る

必要があるわけで、やはり不動産をもとにして登記簿がつくられておるほ

が、その権利者をもとにしてつくられおるよりむしろ不動産をもとにしても、必ずしも同じでない、違つてお

り、それが、登記の手続その他の面で、どうも現在のドイツ、フランスの制度あるのは、これはフランス民法式だと思いま

すが、登記の手続その他の面で、どうも現在のドイツ、フランスの制度ある

不動産登記法におきましては物的編成主義をとっているのじゃないかと私は考えるのであります。フランスの不動産登記制度の詳細を私存じませんけれども、その点につきましては、実際運用いたしまして、日本の不動産登記制度の根本のたてまえがどうもこれ

でも、必ずしも同じでない、違つてお

る点が相当あるようございまして、

いはその他の国々の制度と比較しま

すが、登記の手続その他の面で、どうも

も現在のドイツ、フランスの制度ある

点が相当あるようございまして、

いはその他の国々の制度と比較しま

すが、登記の手續その他の面で、どうも

も現在のドイツ、フランスの制度ある

点が相当あるようございまして、

んことを詳しくあれしても意味はありませんけれども、元來フランス法の主義をとつたことは事実です。だから、あればですか、大体フランスの法律制度というか、それを手本にしたといふ形をとつておるわけですが、そういう形をとつておるわけですね。そうすると、不動産登記法は人の編成主義をとつておるわけですね。それが、それから実質的な審査権がないとか、そういう問題が出てくると思うのですが、フランスであります。

○政府委員(平賀健太君) 現行の民法並びに不動産登記法が、仰せのとおりまし

すが、不動産登記法自体は、どうもど

うか、わゆる公示主義をとつておりま

す。ドイツでは物的編成主義をとつておる公信主義をとつたというよう

がいいのではないかと考えるのでござ

ります。私自身ドイツ、フランスの制度

を詳細には存じませんけれども、この

点はドイツに源がある、この点はフ

ラントスに源があるというよりも、むしろ

これは私どもの先輩が苦心をしまして、日本独自のものをつくったと言うほう

がいいのではないかと考えるのでござ

ります。

○政府委員(平賀健太君) これは利害得失いろいろあるかと思うのであります。問題は、実際の取引におきましては、ある不動産について取引をする

という場合に、その不動産の権利関係がどうなつておるかということを見る

必要があるわけで、やはり不動産をもとにして登記簿がつくられておるほ

が、その権利者をもとにしてつくられおるよりむしろ不動産をもとにしても、必ずしも同じでない、違つてお

る点が相当あるようございまして、

いはその他の国々の制度と比較しま

すが、登記の手續その他の面で、どうも

も現在のドイツ、フランスの制度ある

点が相当あるようございまして、

いはその他の国々の制度と比較しま

すが、登記の手續その他の面で、どうも

も現在のドイツ、フランスの制度ある

点が相当あるようございまして、

いはその他の国々の制度と比較しま

すが、登記の手續その他の面で、どうも

も現在のドイツ、フランスの制度ある

点が相当あるようございまして、

いはその他の国々の制度と比較しま

すが、登記の手續その他の面で、どうも

も現在のドイツ、フランスの制度ある

点が相当あるようございまして、

いはその他の国々の制度と比較しま

すが、登記の手續その他の面で、どうも

も現在のドイツ、フランスの制度ある

のほうが便利だといってとつておるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 市町村におけるべきましても、やはり固定資産税の課税などの関係から、名寄せ帳におきましては、人の編成と申しますか、人を中心には、所有者を基礎にして不動産の所関係を明らかにしておくという便宜があろうかと思うでござります。しかし、法務局、地方法務局におきましてはそういう必要はほとんどないと言つていいと思うのでございます。

○稻葉誠一君 これは、初めは、メートル法の施行期日の関係がありまして、昭和四十一年の三月三十一日までですか、それまでに終わることになつて、いたのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 当初私ども計画いたしました際に、メートル法の完全実施が昭和四十一年の四月一日から完全実施するということになつております。関係で、それまでに終わらせたいということで五年計画で計画を立てたのであります。ところが、何ぶんにも土地が約二億筆、建物が約四千万個と膨大な事務量でござりますし、これを五年間に全部完了するということになりますと、事務量も実に膨大でありますし、それに伴いまして予算額も膨大な額になりますので、どうしてもそれは無理であるとの結論に達しまして、四十六年の三月までに十一年計画ということにもう最初から変更いたしましたのであります。

○稻葉誠一君 最初からそういうよう

に変更したのですか。途中から変更したのじゃないですか。最初というの

は……。賃金というのは、臨時雇いを

に本格的に始めましたときはそういう

計画で発足したのです。三十五年

年といふことできめまして、三十五年

答弁していきます。これはメートル法

の実施期日が昭和四十一年四月一日、それまでにきめたいということで最初

進んだのじゃないですか。ところが、どう

なつて延びたのじゃないですか。

○稻葉誠一君 こちから言わないと

なかなか答えないのですけれども、もう少し答えてもらいたいのです。

○稻葉誠一君 そういうふうに国会に

答弁していきます。これはメートル法

の実施期日が昭和四十一年四月一日、それまでにきめたいということで最初

進んだのじゃないですか。ところが、どう

なつて延びたのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 一億七千万

円というものは、今年度もそうでござ

りますが、来年度におきましても大体同

額でございます。若干ふえておりま

す。

○政府委員(平賀健太君) 予算は、本

年度三十八年度におきましては一人当

たりの一日の単価は四百十円でござ

ります。三十九年度におきましては、そ

の単価が増額になりまして、四百五十

円になる予定でございます。

○稻葉誠一君 旅費は。

○政府委員(平賀健太君) それからな

る仕事の量は幾らかと、こうお聞きし

ているわけですよ。計算があるんじや

ないですか。それがなくちゃめちゃく

ちゃじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 詳細な数字

はあると申しますが、よく概略かいづまんで申し上げま

すと、土地の総面積は、先ほど申し上

げましたように、約二億でございま

す。それから建物が約四千万でござい

ます。

作業は、一登記所について申し上げ

ますと、一年目には移記をする。不動

産登記簿の表題部に台帳あるいは――

だいま申し上げましたように、五年計画ということで一番最初は計画いたしましたので、あるいはこの委員会なんかでそういうことを申し上げたかも知れぬと思うのですが、三十五

年に本格的に発足します際には、はつ

きましたので、あるいはこの委員会なん

かでそういうことを申し上げたかもし

いたしたことは間違ひございません。

○稻葉誠一君 その点は私のほうもよ

く調べてみますけれども、そうする

と、一元化のために非常に事務量が膨

らんであります。法務局の

勤務が見られております。したがいま

るにしたわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 超過勤務手

当でございますが、これは昭和三十八

年度本年度から他の超過勤務と一緒に表があるから。

○政府委員(平賀健太君) 超過勤務手

込みで計算されておりまして、職員一

人当たり月十二時間ということで超過

勤務が見られております。したがいま

るにしたわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 事務量が非

常にふえましたことは仰せのとおりで

ございますが、経常事務以外にこうい

う余分の事務をいたすわけであります

ので、それをカバーしますために、

現在予算で組み入れられております

は、職員の超過勤務手当、それから事

務応援に要する旅費、それから賃金が

見られております。大体これまでまか

なっております。

○稻葉誠一君 超過勤務手当というも

のは具体的に幾らぐらいになるのか。

それから旅費の実態、賃金の実態

は……。賃金というのは、臨時雇いを

雇ったのでしょうか。そのことでしょ

う、賃金というのは。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおり

でございますが、二千二百万円ござ

ります。

一元化関係におきましては、予算の

総額は、超過勤務は除きますが、約一

億七千万円でござります。

○稻葉誠一君 一元化の関係での旅費

いうのは、具体的にどういうふうなこ

となんですか。全部の法務局で臨時職

員は、全部の登記所で一齊にやってお

るわけではございませんで、大体全国

の十分の一の登記所が毎年やっている

わけでございます。一元化の関係の賃

金の職員というのは、実際一元化の作

業をやっているところだけでございま

して、全登記所というわけではござい

ません。

○稻葉誠一君 だから、全登記所がす

べてこうやって人を雇つてやつてやつて

いるところによって非常に人数が違う

のじゃないですか。だから、どういう

根拠でその人数を出しているのです

か。

○政府委員(平賀健太君) 予算は、本

年度三十八年度におきましては一人当

たりの一日の単価は四百十円でござ

ります。三十九年度におきましては、そ

の単価が増額になりまして、四百五十

円になる予定でございます。

○稻葉誠一君 それは一人当たりの単

価も重要ですけれども、どういうふう

な根拠でそういうふうな臨時の人を雇

うようになつたのか、根拠があるん

じやないですか。事務量がこれだけだ

からこうだと、いろいろあるのじや

ないです。

○稻葉誠一君 それは、その基準とな

どでございますが、不動産の数の多い

ところとそうでないところとございま

るところで、賃金職員の配置というの

仕事の量に応じましてまちまちでござ

います。

○稻葉誠一君 それは、一人当たりの単

価も重要ですけれども、どういうふう

な根拠でそういうふうな臨時の人を雇

うようになつたのか、根拠があるん

じやないですか。事務量がこれだけだ

からこうだと、いろいろあるのじや

ないです。

○稻葉誠一君 だから、その基準とな

どでございますが、不動産の数の多い

ところとそうでないところとございま

るわけでございます。

○政府委員(平賀健太君) 詳細な数字

はあとでまた調べまして申し上げます

が、ごく概略かいづまんで申し上げま

すと、土地の総面積は、先ほど申し上

げましたように、約二億でございま

す。それから建物が約四千万でござい

ます。

作業は、一登記所について申し上げ

ますと、一年目には移記をする。不動

産登記簿の表題部に台帳あるいは――

十円はこれはあくまで平均の単価なのでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、これは同じ人がもう五年以上やっておる場合もあるのじゃないですか、臨時でね。そういう人が十年以上やるとなると、賃金は一体どうなんですか。どうやって上げていくわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点がございまして、地方法務局におきましてはそういう点も考慮いたしまして予算の範囲内で少しづつ上げておる、そういう運用のいたし方をいたしております。

○稲葉誠一君 その臨時職員はどんどんふえていくわけですね。一元化が進みますと、甲号事件——登記簿に記入をする事件は、昭和二十六年度は約五百萬件ございましたのが、三十七

年におきましては一千萬件になって、約二倍にふえております。三十八年の推定では、一千七十万件というふうにふえたものと推定されます。

○政府委員(平賀健太君) その点も考慮いたしておりまして、年々定員職員に欠員が生じますので、欠員が生じました場合にはできる限り賃金職員の中から優秀な者、法務局職員として十分職務にたえるという者を選びまして、これを定員職員の中に組み入れていくという措置をやっております。

○稲葉誠一君 その点もまたあらためてあとでお聞きしますがね、きょうでなくて、今まで臨時に働いていた人が正規の職員になったのは年度別にどのくらいあるか、今までなくていいです、あとで明らかにしてくれませんか。

○政府委員(平賀健太君) 取り調べま

してお答え申し上げます。

○稲葉誠一君 あとで山高先生の質問があるのではありませんから、短く

しますが、もう一つだけお尋ねするのは、現在の登記の件数といいますか、それから台帳件数もあるわけですが、それがここのこところで、十年くらいでもあります。五年前くらいでもいいですが、いし、五年くらいでもいいですが、どういうふうにふえているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 事件表を差し上げたほうがわかりやすいと思いまして、差し上げますが、たとえて申し上げますと、甲号事件——登記簿に記入をする事件は、昭和二十六年度は約五百萬件ございましたのが、三十七

年におきましては一千萬件になって、約二倍にふえております。三十八年の推定では、一千七十万件というふうにふえたものと推定されます。

○稲葉誠一君 それにつ隨しての登録税や手数料も入ってきてくれるわけですね。これもふえているはずだと思うのですけれども、大体同じような数字でふえていると思いますが、この点はどうですか。

○政府委員(平賀健太君) 登録税、手本、抄本、閲覧事件を乙号と申しておきますが、これが、昭和二十六年におきましては五百十七万件ございましたのが、三十七年度におきましては五千八百萬件というようなぐらいに十倍以上にふえておるというような実情でございます。

それから台帳の例について申し上げますと、昭和二十六年の甲号が四百万件で、これは一元化の作業がどんどん進んでおります関係で台帳事件は減るわけですが、三十七年におきましても大体四百三十八万件で、あまり変わらない。一時五百萬件程度になつたことがございますが、現在では

二十六年当時を若干上回る程度という現状でございます。

○稲葉誠一君 そういうわけで、登記事件は年々増加しておるというのが実情でございます。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、事務量は、昭和二十六年をかりに一〇〇とし

た場合に、登記件数が甲号、乙号、台帳件数が甲号、乙号ありますが、合計は五・一五倍、三十八年度の推定では五・六三倍、五倍以上になっておる

ということをございます。

○稲葉誠一君 それに付隨しての登録税や手数料も入ってきてくれるわけですね。これもふえているはずだと思うのですけれども、大体同じような数字でふえていると思いますが、この点はどうですか。

○政府委員(平賀健太君) 登録税、手本、抄本、閲覧事件を乙号と申しておきますが、これが、昭和二十六年におきましては五百十七万件ございましたのが、三十七年度におきましては五千八百萬件というようなぐらいに十倍以上にふえておるというような実情でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、事務量が昭和二十六年の推定では三百五十億と約五倍にふえ、登録税や手数料も約五倍にふえておるということがわかるわけですが、そこから法務局の予算定員はどういうふうになっているんですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、十一年間かかるて八千九百二十七人が九千五百九十四人にふえたとなると、一体これ

うしたことになるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、事務量が約五倍にふえ、登録税や手数料も約五倍にふえておるということがわかるわけですが、そこから法務局の予算定員はどういうふうになつたとなるわけでございます。

○政府委員(平賀健太君) これは、五倍ふえているのですか。

○稲葉誠一君 五倍ふえているのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、五倍ふえているのですか。

に二百人増員が認められる予定になつております。

○稲葉誠一君 これは、数は一百人の場合もあるとおもいます。

○稲葉誠一君 三十八年度は事務量とかも、予算定員が八千九百二十七人でござります。三十八年本年度は九千七百九十四名ということになつております。

○稲葉誠一君 三十八年度は事務量とか登録税や手数料もかが推定ですから、三十一年のはつきりしたものと比較すると、三十七年の予算定員は九千五百九十四人じゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、十一年間かかるて八千九百二十七人が九千五百九十四人にふえたとなると、一体これ

うことになるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、事務量が約五倍にふえ、登録税や手数料も約五倍にふえておるということがわかるわけですが、そこから法務局の予算定員はどういうふうになつたとなるわけでございます。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、五倍ふえているのですか。

○政府委員(平賀健太君) 五倍ふえているのですか。

○政府委員(平賀健太君) 五倍ふえているのですか。

く。どうなんですか。大蔵省はどういう見解をとっているんですか。こんなこと言つては悪いけれども、こと

に法務省あたりは人がいいし、おとなしいし、わりあり正直だから、これは多いわけだね。こういうようなのはおかしいじゃないですか。常識なりでございます。

○稲葉誠一君 三十八年度は事務量とかも、予算定員が八千九百二十七人でござります。三十八年本年度は九千五百九十四名ということになつております。

○稲葉誠一君 三十八年度は事務量とか登録税や手数料もかが推定ですから、三十一年のはつきりしたものと比較すると、三十七年の予算定員は九千五百九十四人じゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、十一年間かかるて八千九百二十七人が九千五百九十四人にふえたとなると、一体これ

うことになるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、事務量が約五倍にふえ、登録税や手数料も約五倍にふえておるということがわかるわけですが、そこから法務局の予算定員はどういうふうになつたとなるわけでございます。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、五倍ふえているのですか。

○政府委員(平賀健太君) 五倍ふえているのですか。

○政府委員(平賀健太君) 五倍ふえているのですか。

とも、条件にかなつてどんどん建つれば、認可は必ず許されるというようなふうのものなんでしょうか。たいへんにしろうとの質問ですけれども。

○政府委員(大津英男君) トルコ風呂の許可是公衆浴場法あるいは旅館業法によつて許可をされておるわけですが、ないので、警察のほうでこれについて許可をしてはならないとかあるいはすべきではないとかというような権限がないといふようなことでござりますので、結局先ほど申し上げましたように数字ができてるのでござりますが、その点につきましても、方針として、そういうのをどういうふうな何と申しますか制限のしかたで、距離あるいは配置の基準とか、あるいは許可をするに際してはどういう構造設備あるいはどういうふうな措置をすべきかというようなことは、これは公衆浴場法に基づきまして厚生省のほうが指導されまして、いろいろ条例とか基準とかいうものをつくりになつて都道府県知事が許可をしておる、こういうふうなことでございます。

○山高しげり君 公衆浴場法、旅館業法とともに厚生省の御所管でございますので、厚生省の御当局にもお出ましを願えますよ。

ともかく、私ども多少は現場の視察をしてみたのでござりますけれども、たとえばトルコ風呂のごとき、格別旅館に併設されていないトルコ風呂でも、そういう設備であつて、どこが公衆浴場でもあろうかと思うのが今

日許可になつてゐるという事実については、私ども非常にふしきに思うわけございまして、このことはまたあらためて厚生省にお出ましを願つて伺つてみたいと思いますけれども、ある週刊誌に載せておりますように、あれが事実といたしまれば、その中で行なわれていることは、あるいは厳密にいえば売春行為ではない、もっと特別なものであるというのかもしれませんけれども、広く解釈をして風紀上望ましくない実態がそこに行なわれていると申します。

それからトルコ風呂の状況でござりますが、トルコ風呂につきましては、いまは警視庁から申し上げましたように、現在

百四十八軒ございます。一昨年末は百一軒でござりますので、昨年中に三十七軒でござりますが増加をしてお

まし、その辺を、実際にいろいろ東京といふところについて御苦労をなすつていらっしゃるお立場から、いまは警

視庁からのお話でございましたけれども、特に東京トルコの風呂なりあるいはヌード・スタジオについて私の質問にお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(渡辺清君) 警視庁の取り締まり状況等についてお尋ねでござりますので、お答え申し上げます。

まずヌード・スタジオの状況から申しますが、ヌード・スタジオは都内に現在十二軒ございます。一昨年末は十六軒ございました。これらの業者の中に公然わいせつ罪に当たるような事犯があるといふふうなことをしばしば耳にもいたしましたので、昨年警察

の中でもこの種の取り締まりを強化をいたしました。ものが九件でござります。四十三名

でもこの種の取り締まりを強化をいたしましたのでござります。そのうち、業者の人三名が公判請求をさ

れておりました。そういう状況でござります。

まして、犯罪は、先ほど局長から申し上げましたように、公然わいせつ罪があ

りますが、これが非常にふしきに思ひます。

そこで、トルコ風呂がなぜ問題にな

りますかという点をしづめますと、結

局、われわれの目から申し上げます

と、個室があることが問題でござ

ります。昨年来取り締まりの結果を

おられますようでございましたので、い

うことは明らかではないかと思ひま

す。警視庁からもお出ましいただいて

おりましたようでございましたので、い

うことは明らかではないかと思ひま

す。警視庁からもお出ましいただいて

時間もござりますので、まだござかいことを承りたいと思いますが、普通の人が考えて、先ほど申しましたように、公衆浴場というからには個室だけのお風呂がどこが公衆だらうと、これは常識で考えると思うのでございます。

○山高しげり君 東京でございませ
ね、それは。
○説明員(渡辺清君) 東京の状況で
ざいます。

まだ地方では、こういうものを話だけ
聞いている、見たこともないという都
市もあるわけでございますけれども、
相当これは伸びていくものと思われる
わけでございます。

それで、次に伺いたいわけでござい
ますけれども、またこまかいことは別

など、売春対策についての重要事項に
関して調査審議に当たってきたわけで
ございますが、最近におきまして中心
議題になつておりますのは、売春防止
法の改正問題、それから麻薬対策の問
題、それから取り締まりあるいは婦人
保護といった運用面における諸問題な

それは最近はいつお開きになりましたか。

少し詰め戻りますけれども、いつころトルコ風呂というものはでき始めたのでございますか。やはり東京が一番先であったのでございますか。たとえば東京温泉というようなところが戦後できまして、あそこにトルコ風呂といふものがある、ひとつ行ってみようかというのでお母さん方も押しかけて

ございませんで、はなはだ恐縮でございますが、調査をいたしましたのが昭和三十四年の六月からでございまして、昭和三十四年の六月には、営業者は、全国的には、これは推定でござりますけれども百、従業婦の数が推定でございますが千百十三。三十六年五月に調べましたときには、二百五十六、従業婦の数はわかりません。それから三十八年の一月には、二百八十六、従業婦の数が四千三百四十一、こういう調べがございます。

しまして、総理府に売春対策審議会と
いうものが設けられて、これは給理大臣の諮問機関と承っておるのでござい
ます。売防法を中心に行なうる対策のため
にそれぞれ専門的なお立場の方たちが
選ばれて総理の諮問に答える審議を統
けてこられたと思ひますけれども、そ
の売春対策審議会の審議状況と申しま
しょうか、そういうことにつきまして
ひとつ承らせていただきたいと思いま
す。と申しますのは、もう八年間も続
けていただいたわけでござりますけれ
ども、一部の委員の方々はなかなか積
極的に審議に携わつておられて、あま
りこのごろ開催もされないしといふよ
うな御不満の声もちょっとと聞いたもの
でございますし、また、今までの間
にはずいぶん御熱心に審議をなさつた

どでございます。
このために審議会に第一小委員会、
第一小委員会、麻薬対策特別小委員会
の三つの小委員会を設けておりまし
て、第一小委員会におきましては、当
初から懸案になつております単純売春
の問題であるとかひもの問題、あるいは
は最近の売春実態の変化に伴います新
しい管理売春の形態の問題、そういう
た主として法律面の問題を扱つております。
それから第二小委員会におきま
しては、取り締まりの問題であると
か、要保護女子の保護更生であるとか
いったような運用面の問題を中心とし
て検討を続けておるわけでございま
す。それから麻薬対策特別小委員会に
つきましては、一昨年以来麻薬問題が
重要な社会問題になつてしまひました
ので、一昨年に設置いたしまして、麻

○ 説明員(渡辺清君) いま手もとにございます統計によりますと、二十五年にはゼロでござります。二十六年に二十七年に三、二十八年がふえまして、二十九年に四、三十年に九、三十一年に十三、三十二年に二十一、三十三年に三十四、三十四年に五十、三十五年に六十八、三十六年に八十四、三十七年に百十、こういうようにふえております。

○政府委員(大津英男君) あまり詳しく述べても、その点は何とお考えでございましょうか。

くその間の状況はわからないのでござりますが、要するに、ミス・トルコとして客の背中を流すとかマッサージをするとか、いろいろそういうふうな施設ができまいりましたので、それに伴つて従業婦の数もふえた、かように考えております。

○山高しげり君 施設の数もふえ、従業婦の数もふえ、先ほど承りましたようになりますが、明らかでございますけれども、それも相当大きな上昇線をたどっているように思われますので、

うな御不満の声もちょっとと聞いたものでございますし、また、今までの間にはすいぶん御熱心に審議をなさったけれども、一向何か見通しが明るくなつたといったようなお声も耳に入つていいものでございますから、そんなことを私聞いておりますので、ひとつ承つてみたいと責任の御当局において願つたわけでございます。よろしくお願ひします。

つきましては、一昨年以来麻薬問題が重要な社会問題になつてしまひましたので、一昨年に設置いたしまして、麻薬対策の強化、麻薬の取り締まりの強化、あるいは中毒者対策の強化といったような問題を中心には検討を続けております。

開催状況につきましては、総会につきましては三カ月に一回程度開いておりますほか、随時ただいま申し上げました小委員会を、あるいは幹事会を開催して、そういう問題の検討を続けておるわけでございます。

○山高しげり君 三つの委員会のことと言われましたけれども、その法改正の問題の第一委員会でござりますか、

いましたけれども、大体多數の意見と
いうものを固めて総会に報告したわけ
でございますが、売春防止法の改正に
ついては現在のところやや消極的であ
るというような方向の意見が強かった
わけでござりますが、総会におきまし
てまた別の意見もございまして、いま
のところ審議会として最終的な結論を
出しておりません。

○山高しげり君 そういたしますと、
その最終的の結論といふものはお出し
になるお考えなのですか、それとも、
出さないことにどこかできまっている
のでございますか。

○説明員(野海勝視君) 先ほど申し上
げましたように、単純売春の問題とか

時間がござりますので、まだこまかいことを承りたいと思いますが、普通の人が考えて、先ほど申しましたように、公衆浴場というからには個室だけのお風呂がどこが公衆だろうと、これは常識で考えると思うのでございます。

少し話が戻りますけれども、いつもトルコ風呂というものはでき始めたのでございますか。やはり東京が一番先であったのでござりますか。たとえば東京温泉というようなところが戦後できまして、あそこにトルコ風呂というものがある、ひとつ行ってみようかというのでお母さん方も押しかけて行つたことがあるのでござりますが、個室もありましたけれども、また数人ではいれるようなトルコ風呂、蒸し風呂もあつたよう思うのでござりますが、そういう数人はいれるような設備のあるところはどれくらいあるのでございますか。ほとんど個室でございましょうか。

○説明員(渡辺清君) いま手もとにございます統計によりますと、二十五年、三十一年に十三、三十二年に二十二、三十三年に三十四、三十四年に五十、三十五年に六十八、三十六年に八十四、三十七年に百十、こういうようにふえております。

○政府委員(大津英男君) 古い統計がございませんで、はなはだ懸念でございますが、調査をいたしましたのが昭和三十四年の六月からでございまして、昭和三十四年の六月には、営業者は、全国的には、これは推定でございますけれども百、従業婦の数が推定でございますが千百十三。三十六年五月に調べましたときには、二百五十六、従業婦の数はわかりません。それから三十八年の一月には、一百八十六、従業婦の数が四千三百四十二、こういう調べがござります。

○山高しげり君 そのただいまの全国の数字で、三十六年と三十八年とトルコ風呂そのものもあえておりませんけれども、従業婦の数がたいへん激増しているようにも思えるのでござりますけれども、その点は何とお考えでございましょうか。

○政府委員(大津英男君) あまり詳しく述べて従業婦の数もふえた、かように

それは最近はいつお聞きになりましたか。
○説明員(野海勝視君) 第一小委員会につきましては、相当以前から検討を続けておるわけでございますが、一昨年の九月以来、審議会に対しまして売春防止法改正の要望が各方面からなされたことを契機といたしまして、四回程度小委員会を開催しておりますが、それぞれ個々の問題点について各行政機関の詳しい説明を聞き、相当詳細な検討を続けておりまして、委員会としましては昨年の春に大体の多数の意見が固まってまいりましたので、委員会としては昨年の春以来開催いたしておりません。

○山高しげり君 大体結論のようものが出了た。それで委員会をお聞きにならない。それでは、その委員会の結論を総会のようなものにお持ち込みになつておられるわけでござりますか。

○説明員(野海勝視君) 第一小委員会におきましては、いろいろ議論もございましたけれども、大体多数の意見といふものを固めて総会に報告したわけでございますが、売春防止法の改正については現在のところやや消極的であるというような方向の意見が強かったわけでございますが、総会におきましてまた別の意見もございまして、いまのところ審議会として最終的な結論を出しておりません。

○山高しげり君 そういたしますと、その最終的の結論といふものはお出しになるお考えなのですか、それとも、出さないことにどこでできまっているのでござりますか。

ひもの問題であるとか、新しい形態の管理売春の問題、そのほか從来から懸案になつておりますいろいろな問題があるわけでございますが、その小委員会におきましては、たとえば、悪質のひもであるとか、あるいは新形態の管理売春といったようなものも、現在の法律においても取り締まることが可能である、主として運用面の問題として考えることが現在の段階では適当であるといったような方向の意見があつたわけでござりますが、なお改正を必要とする意見もありまして、さらに今後の実績なり売春の状況の推移を見た上でもつと慎重に検討する必要があつらうといふことで、現在の段階では結論を出さないということになつております。

○山高しげり君 もう一つ伺います
が、その新しい管理売春云々といふ中にスード・スタジオなりトルコ風呂が入つてゐるわけでございますか。

○説明員(野海勝勝視君) 私ども總理府は売春対策審議会の庶務を扱つております立場なので、その辺のところは関係各省庁に御意見をいただいたほうが多いと思ひますけれども、その当時、ガイド・クラブであるとかトルコ風呂といったようなものは具体的な例として議論されておつたと思ひます。

○山高しげり君 そうすると、そのときには、まだスード・スタジオというものは出てこなかつたのですか。

○説明員(野海勝勝視君) 私の記憶では、スード・スタジオについての議論はあつたとは思つておりません。

○山高しげり君 現実は非常に急速に動いているということをこういふお話をしながら痛感するものでございまして、私は審議会のある委員の方から去

年の夏ごろヌード・スタジオの話も出来おりましたということは承ったのですが、ございますが、それはいずれもよろしくうござりますけれども、事態は非常に急速に動いている。それでそういう現実に即応して審議というのも進められるものかと私どもは考えているわけでござりますけれども、もう一つついで伺つておきたいことは、現在風俗営業等取締の法律改正も国会が審議に入っているわけでござりますけれども、ヌード・スタジオにいたしましても、トルコ風呂にいたしましても、これは新しい形式の管理壳春と解釈ができるわけでござりますが、壳春防止法の改正でそのことを解決をするという以外に、今回の風営法の改正の中でもそのことに触れてもよいように私ども思うのでござりますけれども、そういうことに対しましては壳春対策審議会というものは何にもタッチなさらないわけでござりますか。格別、法改正ということが、壳春防止法の改正には限らないので、お話し出ていた単純壳春の問題でも、ひもの問題でも、新しい管理壳春の形態の問題でも、現行法でも運用ができるのではないかということです、もうそこでのことはとまっているわけなんでありますか。たとえ審議会がそこでとまっておいでになつても、ほかのほうから風営法の改正の動きが出てきたという場合に、あの中へひとつこちらのものを入れたならばと、いうようなお考え方というものはできないものなのですか。審議会というものは。

す各種の問題が各委員からも出され、また、各委員が現地を視察して、いたがってその結果の報告などによって具体的に各省庁の意見なりを出されておる状況でござります。

○山高しげり君 まあ審議会の事務当局でございますので、それ以上は申し上げませんけれども、私どもはこの審議会といふものに国民は相当の期待をかけているということを申し上げ、したがつて、風営法改正などの動きに対してもう少し機動的に審議会で御審議になつて出てきているような問題に対してもう少し機動的に審議会で御審議になつて出てきて、いろいろの承りたいという希望をここでは申し上げて、先に進ませていただきたいと思ひます。

最後に、法務省の御当局に承りたいと思うのでござりますけれども、先ほどから現在のヌード・スタジオとかトルコ風呂の現状についていろいろの承りもし、幾らか意見も申し上げてきたわけですが、法務省の御当局としては、御所管の売春防止法なる法律に対して法を改正しなければならないという必要をお認めになつてはいないので、どうか、その点について政務次官にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(天埜良吉君) 売春防止法を改正すべきであるという意見がござりますし、法務省当局といたしましては、事務当局にも売春防止法の運用の実態をよく把握するように、そして規定の不備、欠陥等についてはよく検討するようになると、言つてあるのでござります。わが国の売春防止法というのは、各国の立法例と比較いたしてみますと、さういふべきであります。わが國の立法は、事務当局にお伺いしたいと思ひます。

る廢娼主義というは國際公約の理念にも合致するものでございます。これを改正するということにつきましては、慎重な態度で臨むべきであるというふうに考えておるところでござります。

○山高しげり君 御趣旨は一応御説明書期するということもけつこうでござりますけれども、実は、先ほど総理府のはうからの御答弁の中にも、売春対策審議会においても現行法でもある程度のことができるのだという御意見が出たところでございましたけれども、過去におきましてもそういう声を法務省の御当局から聞かないでもないようになりますけれども、私は、先ほどもお話をございましたけれども、私に私ども思います。しかし、事態が刻々と推移をしているのでござりますから、現段階においては、最初刑事局長はその点にも幾らかお触れになつたようになりますけれども、私も非常に必要に迫られている段階ではないかと思うのです。ですから、慎重という言葉は非常に抽象的でござりますけれども、もう少し具体的なお考えが伺わしいでございましたが伺わしめたかった。ことに立法は相当地ぐれたもののように仰せになりましたけれども、世間はざる法ざる法として申しております。私どももまた婦人団体の立場等でこれの立法のときに協力ををしてまいりました立場で、世間からはあんなものはざる法で何にもならぬいじやないかとすいぶん責められるよな立場にも立っておりまして、それでもないよりけつこうだというふうに考えて法の徹底にも協力をしてきましたけれども、もうざる

も八年も使いますとだいぶ古びてしままして、さるもの日をこちらでやはりもうちょっとこまかくしなければならない段階に到達しているようにも思うのですが、ござりますけれども、そのほうの方正の御準備といいますようなことに着手をしていただけないものでございようか。実は、こんなことをございましたけれども、申すのはどうかと思いますけれども、前大臣中垣大臣のときに私はそのことを前国会で質問を申し上げて御回答をいただいたのでございませんので、も、大臣さんがわかつておしまいましたが願うはぜひとも大臣にお出ましが願ふことにはどういうものかなあといふ気持もないではございませんので、けれども、もう一ぺん政務次官から聞いたかたのですけれども、御健康と、いうやむを得ない理由でございましたので承知をいたしたわけでござりますけれども、もう一ぺん政務次官からこの点につきまして私がどういう気持でこのことをお伺いしているかというところをお含みをいただきまして法務省としての御見解をお述べいただきたいと思います。

を絶えず私どもいたしましては実態をつかむことに努力をいたしまして、これの改正の要否という点につきましては終始熱心に研究をいたしております。

そこで、私の考えをちょっとつけ加えさせていただきますが、ただいまお話をございましたトルコ風呂にいたしましても、個室をかまえておつて、そこで売春が行なわれているということが明らかになりますならば、これはまさしく売春防止法十一条あるいは十二条によりまして嚴重な处罚ができるわけでございます。問題は、そこで売春が行なわれているかどうかということが証拠が十分つかめいないといふことに帰着するのでございます。

そこで問題はなかなか捜査がむずかしい。むづかしいからほうつておいていいのかということになりますと、売春というところまではいかないけれども、トルコ風呂のような施設といふのは、売春につながる推測されるような危険な現象であるということにならかと思うのでございまして、そこで、売春そのものではないといったしましても、売春につながる危険な施設、そういうものの運用という点になりまことに取り締まってそれを防遏することによって最後の目的である売春というものを防止していく。こういうよなところにねらいが存すると思うのでございませんけれども、何かございませんけれども、何がござりますか。その点が、いま御説明になつたような非常な危険な施設であるにもかかわらず、これが風俗営業で取り締まることができない。なぜ深夜喫茶だけを第一段階と

ございまして、外延に属する現象を厳重に取り締まっていく。もしその法規において不備なものがあるならば是正していくということがとられなければ、売春防止法を余さず漏らさず網の目のようにつくりましても、捜査においてその実態が明らかにならない限りは売春防止法ではやれないわけあります。そういう点を私どもいたしましては考慮しつつ慎重に現象の分析検討をいたしておるような次第でございます。

○山高しげり君　　ただいまの御答弁よくわかったのでございまけれどもまあ現行法でもいろいろな問題に対しても対策が立てられる、運用操作というようなお話は先ほども出たわけでございますが、トルコ風呂とかヌード・スタジオのような、一部の方にはプラスがあるのかもしれませんけれども、国民大衆から見ればマイナスだらけでプラスは何にもないという施設が今度の風俗営業等取締法の改正案の中になぜ含まれなかつたのかという点に私ども非常な疑惑を持っておるわけでございますが、それのお答えをいたく方がきよよごこにはお出ましがないのでございません。たとえば、ぜひ含ませたかったけれども入らなくて残念であったという点でもけつこうでございますから、その点に触れた御答弁を願いたいと思います。たとえば、ぜひ含ませたかったけれども、何がござりますか。その点が、いま御説明になつたような非常な危険な施設であるにもかかわらず、これが風俗営業で取り締まることができるがございませんけれども、何がござりますか。その点が、いま御説明になつたような非常な危険な施設であるにもかかわらず、これが風俗営業で取り締まることができるがございませんけれども、何がござりますか。その点

解釈なさって、今回の改正点の中にございませんが、この法律によつての許可を受けるのはおかしいのかもしれませんけれども、やはり広い意味の売春防止対策になると思いますので、どなたがけつこうですから、私の疑念をひどつお晴らし願いたいと思います。

○政府委員(大津英男君)　今回風俗営業等取締法の改正案をお願いしておるわけでございますが、ここで取り上げております問題は、最近の深夜喫茶等が少年非行を誘発するとかあるいは非行少年のたまり場になつておる。こういうよくな点に着目いたしまして、環境浄化の意味でそれを中心にいたしました風俗営業法の改正をお願いしておる、こういうことでござります。

私はもともトルコ風呂の問題につきまして全然検討をしておらないということではないのでございますが、この問題につきましては、現在、公衆浴場法という法律があり、あるいは旅館業法という法律があり、それぞの法律に基づいて許可せられておる。しかも、その法律に基づいて風紀上の措置を講ずるということが条例で定めることができるということがございますけれども、また別の機会に譲らせていただきました。それに対していろいろ申し上げたいこともござりますけれども、最後にもう一つ伺いたいのは、トルコ風呂は公衆浴場法というその法律がござりますけれども、ヌード・スタジオというものは何にもよるところの法律のない施設ではないかと思うのでござります。

○山高しげり君　　ヌード・スタジオといふものは、あんまり数もございませんし、それから地方的な分布も、大都市以外は温泉場というようなところで、一般的の国民大衆はほとんどその存在も知りませんし、活用もあまりしておらないと思うのでござりますけれども、いまおっしゃつたように、興行場法で許可になればできる。しかし、それはあまり数があえないところを見ると、企業としてもそつたいへんもうからないのかもしれない。そうすると、大局から見てあまり国民のために望ましくない業種と申しますか施設と申しますが、それでもやはり憲法というものがあるから、どんなことをやつてもいいというような考え方になるものなんですか、それとも、あまり好みくないものはなるべくやしないか

ものを行なう、こういうようなものは、興行場法の適用があるわけございまして、これも厚生省所管の法律でございますが、この法律によつての許可を受けては興行場の無許可営業ということでは取り締まりもいたしておりますが、同時に、興行場法で考えられておりますもののコマ以下と申しますか、非常にいかがわしいものがあると聞いては興行場の無許可営業といふことになりますが、この法律によつての許可を受けては営業いたすというものについては運営の問題もあると同時に、刑法百七十四条の適用ももちろん考えられるべきものでございまして、もしそのための改正には取り上げなかつた、こういいういきさつでございます。

○政府委員(大津英男君)　現在興行場

というような方針をとつていただくなっていますか。

○政府委員(大津英男君) 興行場法につきましては、これは警察が許可を受けておるということです。何ともその辺につきましては申し上げかねるのでございますけれども、やはり、営業の自由とか職業選択の自由とか申しましても、ほんとうに健全なものであるべきである。したがつて、不健全なものについては、憲法においても公共の福祉に反しない限りにおいての営業の自由であり職業選択の自由であるということをございました。法律的にこれをやすとかぶやももまことに同感でござりますけれども、法律的にこれをおやすとかぶやうな方針といふものはきめかねると、こういうようなことでござります。

○山高しげり君 よくわかります。私どももう少しま

だらかにいわゆる問題を残しておりますので、ほんとうに風営法の改正の中に幾らかこのことが入った

ところにいたしましたが、從

らないと思うわけですが、従業婦の問題が一つ最後に残っているの

改正が非行青少年問題から出でています。これはしばしば御説明も聞いてい

る。改訂が非行青少年問題にいた

しましても、ああいう業態でございま

すから、ほんとうに中へ入ってお客様に

でもならない限りは寒風はわからないといわれている。そこに働いている女

の子たちの問題、これはおそらく労働

省の御所管になるのかと思ひますけれども、私どもが少しのぞいて見まして、未成年の人もおります。このころの娘さんは体の発育がよろしいのですから、「二十です」といえばそれで通るわけですが、何ともその辺につきましては申し上げかねるのでございますけれども、いろいろ実際に問題がございます。それから私どももそういうところにいる娘さんたちと少し話し合つてみましたがけれども、やっぱり婦人の立場ではちょっと話し合いをするのもつらいような問題がありました。ずいぶんそういうところを乗り越えてもう平気になつてゐる娘のほうが数が多いと思いますけれども、まあ一種の落ちていくというか、そこにやはり売春防止法の目的に触れるような問題もあるようになります。

そういうわけで、さうは第一回の質問としてこの程度で打ち切らして

いたいと思いますけれども、まだまだこまかいところにいろいろ問題を残しておりますので、ほんとうに風営法

の改正の中に幾らかこのことが入つた

ところにいたしましたが、従業婦の問題が一つ最後に残っているの

改訂が非行青少年問題から出でています。これはしばしば御説明も聞いてい

る。改訂が非行青少年問題にいた

しましても、ああいう業態でございま

すから、ほんとうに中へ入ってお客様に

でもならない限りは寒風はわからないといわれている。そこに働いている女

の子たちの問題、これはおそらく労働

省の御所管になるのかと思ひますけれども、私どもが少しのぞいて見まして、未成年の人もおります。このころの娘さんは体の発育がよろしいのですから、「二十です」といえばそれで通るわけですが、何ともその辺につきましては申し上げかねるのでございますけれども、いろいろ実際に問題がございます。それから私どもももそういうところにいる娘さんたちと少し話し合つてみましたがけれども、やっぱり婦人の立場ではちょっと話し合いをするのもつらいような問題がありました。ずいぶんそういうところを乗り越えてもう平気になつてゐる娘のほうが数が多いと思いますけれども、まあ一種の落ちいくというか、そこにやはり売春防止法の目的に触れるような問題もあるようになります。

そういうわけで、さうは第一回の質問としてこの程度で打ち切らして

いたいと思いますけれども、まだまだこまかいところにいろいろ問題を残してあります。

午時零時三十二分散会

二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、印鑑法制定に関する請願(第四五六号)

二、戦争犯罪関係者の補償に関する請願(第五八号)

三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四、紹介議員(田中茂穂君)による請願(第五四二号)

五、印鑑法制定に関する請願(第五八号)

六、紹介議員(田中茂穂君)による請願(第五四二号)

七、印鑑法制定に関する請願(第五八号)

八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

二十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

二十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

二十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

二十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

二十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

二十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

二十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

二十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

二十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

二十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

三十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

三十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

三十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

三十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

三十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

三十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

三十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

三十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

三十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

三十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

四十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

五十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

五十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

五十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

五十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

五十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

五十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

五十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

五十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

五十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

五十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

六十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

六十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

六十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

六十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

六十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

六十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

六十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

六十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

六十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

六十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

七十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

七十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

七十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

七十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

七十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

七十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

七十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

七十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

七十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

七十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

八十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

八十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

八十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

八十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

八十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

八十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

八十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

八十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

八十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

八十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

九十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百三十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百四十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百五十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百六十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百七十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百八十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九十三、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九十四、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九十五、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九十六、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九十七、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九十八、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百九十九、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十一、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十二、印鑑法制定に関する請願(第五四二号)

一百二十三、印

昭和三十九年二月二十七日印刷

昭和三十九年二月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局